

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第13号
件名	区の主な都市計画関連の条例において「文京区都市マスタープラン」の趣旨に整合するよう努めることを明記することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区が開発事業者や建築主らに対し、いくら窓口で説明して理解を促しても、条例に明記されているのとそうでないのとでは重みが全く違うということに異論はないかと思えます。なぜなら、条例に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」との一文があれば、それを無視することは努力義務違反とは言え、条例違反になるわけです。

実際に、「文京区の条例等は読んだが、文京区都市マスタープランは読んでいない」と近隣住民「説明会」で表明する事業者が実際にいて（私はその「説明会」に参加して、その発言を聞きました）、別の計画では「文京区都市マスタープランの趣旨に全くそぐわない計画である」として地元区民らの強い反発が起きて建築紛争に発展し、大塚警察署員が出動する事態が3度も起きていることを考え合わせれば、単に小冊子で記載したり、口頭での協議や相談の中で「文京区都市マスタープラン」の趣旨を理解してもらったりすることに、限界があることは論を待ちません。

文京区の条例に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」と明記してあれば、事業者や建築主らにとっても分かりやすいですし、文京区としても指導しやすく、建築紛争にまで発展することの抑止力になれば区民にとっても大きなプラスになります。そこで、文京区における主な都市計画関連の条例に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」との一文を加えていただきたく、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関わる条例第四条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。
- 2 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第五条の「建築主等の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。